

# 河川法施行令の改正について

## (小水力発電に係る許可手続の簡素化)

### 改正内容と効果

○小水力発電(1,000kw未満)のためにする水利使用について、一級河川の指定区間では従来大臣許可としていたものを、より地域に身近な都道府県知事等の許可で足りること等とし、これにより許可までの期間が短縮され、申請者の負担が軽減されます。

いわゆる小水力発電

### 【改正内容】

	特定水利使用	特定水利使用以外	
		準特定水利使用	その他
発電 現行 改正後	発電のためにするもの 最大出力1,000kw以上	最大出力200kw以上1,000kw未満	最大出力200kw未満

※ただし、従属発電に係る水利使用区分については、従属元の水利使用区分に従う。

### 【効果】

#### ●一級河川の指定区間

- ・準特定水利使用 — 許可等の処分の権限を国土交通大臣から都道府県知事等へ移譲。  
関連手続は、関係行政機関の長(経済産業大臣等)との協議や関係地方公共団体の長からの意見聴取の手続を不要とし、国土交通大臣による認可のみ(指定都市の長が許可する場合は、関係都道府県知事への意見聴取有。)
- ・その他の水利使用 — 許可等の処分の権限を国土交通大臣から都道府県知事等へ移譲。  
協議、意見聴取及び国土交通大臣による認可手続は不要。

#### ●一級河川の直轄区間

- ・特定水利使用以外 — 協議及び意見聴取の手続は不要。

#### ●二級河川

- ・特定水利使用以外 — 協議、意見聴取及び国土交通大臣による同意付協議の手続は不要。

### 水利使用区分毎の手続

区分	特定水利使用 (最大出力1,000kw以上)			準特定水利使用 (最大出力200kw以上1,000kw未満)			その他 (最大出力200kw未満)
	処分権者	認可等	協議等	処分権者	認可等	意見聴取	処分権者
一級河川 指定区間	国土交通大臣 (整備局長)	-	関係行政機関の長の協議 関係都道府県知事意見聴取	都道府県知事	整備局長 認可	-	都道府県知事
				指定都市の長		指定都市の長が 関係都道府県知事 意見聴取	指定都市の長

区分	特定水利使用 (最大出力1,000kw以上)			特定水利使用以外 (最大出力1,000kw未満)		
	処分権者	認可等	協議等	処分権者	認可等	意見聴取
一級河川 直轄区間	国土交通大臣 (整備局長)	-	関係行政機関の長の協議 関係都道府県知事意見聴取	整備局長	-	-
二級河川	都道府県知事	国土交通大臣 同意付協議 (整備局長 同意付協議)	(大臣が)関係行政機関の長の協議 (知事が)関係市町村長意見聴取	都道府県知事	-	-
	指定都市の長		(指定都市の長が)関係都道府県知事 及び関係市町村長意見聴取	指定都市の長		

: 発電について新たに水利使用区分が設けられたところ